令和3年度 第2回北河内地域水防災連絡協議会 (書面開催)

議事内容

1.	【報告事項】	行政 WG (令和3年12月、令和4年2月)の結果について	【資料1】
2.	【議案】	水防災連絡協議会規約の改正について 北河内地域水防災連絡協議会規約 (改正案)	【資料2】
3.	【報告事項】	北河内地域の防災・減災に係る取組の進捗結果について 5年間(H29~R3)で実施する具体的な取組の進捗結果(案)	【資料3】
4.	【議案】	次期5箇年で実施する具体的な取組及び 流域治水プロジェクト(淀川左岸ブロック流域治水管理図)について ・次期5箇年で実施する具体的な取組(案)	資料4】

【報告事項】行政 WG の結果

令和3年度 第2回北河内水防災連絡協議会 行政ワーキング

日時:令和3年12月23日(木)

場所:北河内府民センタービル 大会議室

(議事概要)

・協議会を3月に開催することについて、下記のとおり府河川室、事務局より説明

- ▶国からの通知に基づき、協議会での5年間 (H29~R3年度) の取組の進捗状況の確認 と、R4年度からの次期5箇年の取組方針の見直しを今年度中に行ない、取組の見直しに おいては、地域の河川における「流域治水プロジェクト」を反映させることとなっている。
- ▶以上のことを審議するため 3 月に協議会を実施したい。プロジェクト内容の確認や行政 WG 構成員の追加などの調整などについて、協力お願いする。
- ・府事業管理室より、「5年間の取組」の1つである要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関し、今年度末までの計画作成100%に向けての協力に関する説明を行うとともに、市の地域防災計画の修正や施設の避難訓練の実施・結果報告の徹底を依頼した。
- ・ 府河川室より、北河内地域のおおさかタイムライン防災プロジェクトの進捗状況の説明 と、コミュニティタイムラインの作成促進の依頼があった。

令和3年度 第3回北河内水防災連絡協議会行政ワーキング

日時:令和4年2月25日(金)(書面開催)

(議事概要)

- ・第2回行政ワーキングを提示した、規約改正(素案)、5年間(H29~R3)の取組状況まとめ結果及び次期5箇年の取組内容(素案)、淀川左岸ブロック流域治水管理図(素案)に関する意見照会結果を反映した改正案を資料提供した。
- ▶規約改正案について、各構成員の確認を受け、一部修正意見があり反映することとした。
- ▶「5年間(H29~R3)で実施する具体的な取組の進捗結果(案)について、各構成員の確認を受け、一部修正意見があり反映することとした。
- ▶次期5箇年で実施する具体的な取組(案)について、各構成員の確認を受け、一部修正 意見があり反映することとした。
- ▶流域治水プロジェクト(淀川左岸ブロック流域治水管理図(案)について、各構成員の確認を受け、一部修正意見があり反映することとした。

北河内地域水防災連絡協議会規約(改正案)

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

- 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。
 - 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

(組織)

- 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。
 - 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ(以下「行政WG」という。)を 設置するものとする。
 - 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。
 - 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

- 第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。
 - (1) 防災・減災対策の取組に関すること
 - (2) 各市間の情報連絡系統の整備
 - (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
 - (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
 - (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
 - (6) 雨量、水位等の情報伝達
 - (7) その他
 - 2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

- 第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。
 - (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

- 第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
 - 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
 - 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する 構成員が会議の議長となる。
 - 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
 - 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

- 第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。
 - 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
 - 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の 職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び 行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
 - 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公 開とすることができる。
 - 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第 10 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第 1 1 条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事 務 局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付 則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

この規約は、令和 3年5月19日から実施する。

この規約は、令和 4年●月●●日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事

大阪府枚方土木事務所長

大阪府寝屋川水系改修工営所長

大阪府東部流域下水道事務所長

北河内地域地域防災監

大阪府中部農と緑の総合事務所長

大阪府守口保健所長

大阪府四條畷保健所長

受力市長

枚方市長

寝屋川市長

大東市長

門真市長

四條畷市長

交野市長

枚方市保健所長

寝屋川市保健所長

枚方寝屋川消防組合消防長

守口市門真市消防組合消防長

大東四條畷消防組合消防長

交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長 大阪管区気象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長

大阪府交野警察署長

大阪府寝屋川警察署長

大阪府四條畷警察署長

大阪府門真警察署長

大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話㈱関西支店 災害対策室 室長

関西電力送配電㈱大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長

大阪ガス㈱ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チームマネジャー

大阪広域水道企業団東部水道事業所長

枚方市上下水道事業管理者

交野市水道事業管理者職務代理者水道局長

寝屋川市上下水道局長

大東市上下水道局長

守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部工務次長 京阪電気鉄道㈱工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監

大阪府枚方土木事務所建設課長

大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長

大阪府東部流域下水道事務所建設課長

大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事

大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事

大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事

大阪府都市整備部下水道室事業課 課長

大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事

大阪府建築部建築指導室建築企画課

守口市環境下水道部長

守口市危機管理監

枚方市危機管理監

枚方市土木部長

枚方市上下水道局上下水道部長

寝屋川市危機管理部長(危機管理監)

寝屋川市上下水道局部長

大東市危機管理監

大東市都市整備部長

門真市まちづくり部長

門真市総務部長

門真市環境水道部長

四條畷市危機統括監兼都市整備部長

交野市都市整備部長

交野市危機管理室長

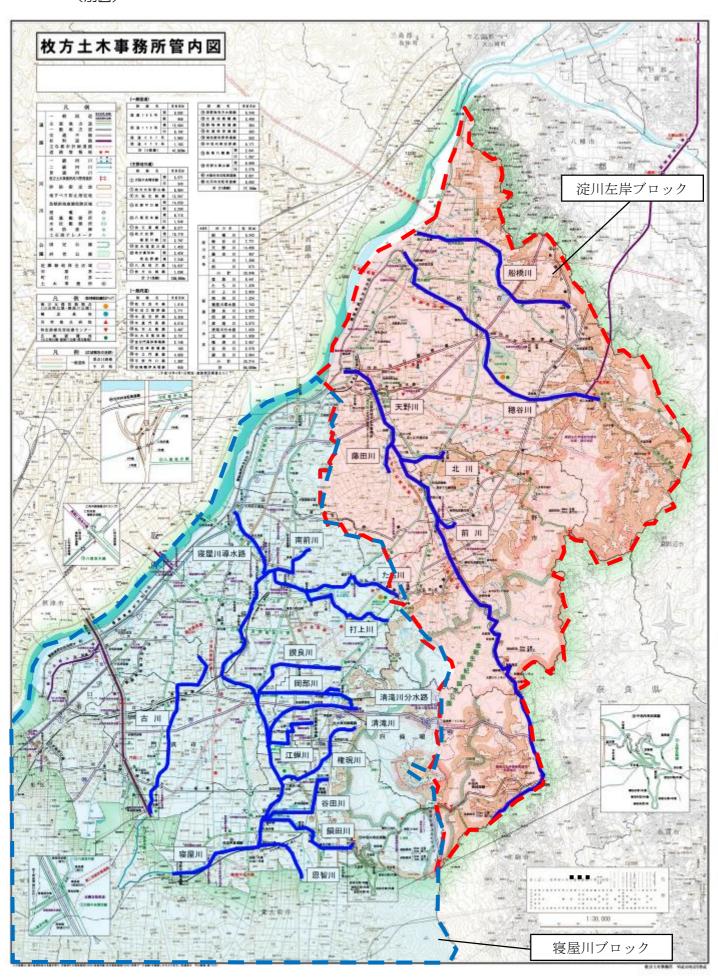
(国関係)

淀川河川事務所 調査課長

大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長



現行規約	改正案規約	備考			
(名 称) 第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。	(名 称) 第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会(以下「協議会」という。)とす る。				
(目 的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。	とともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。				
(組 織) 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ(以下「行政WG」という。)を設置するものとする。 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。 (協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。	(組 織) 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ(以下「行政WG」という。)を設置するものとする。 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。 (協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。 (1) 防災・減災対策の取組に関すること (2) 各市間の情報連絡系統の整備 (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換				
(4)水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換(5)大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知(6)地域における雨量、水位等の情報伝達(7)その他	(5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知 (6) 雨量、水位等の情報伝達 (7) その他 2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設				
(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める 内容について検討等を行うものとする。 (1)洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項 (2)各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等 に関する事項 (3)円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するため	 置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。 (行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。 (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項 (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項 (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するため 				

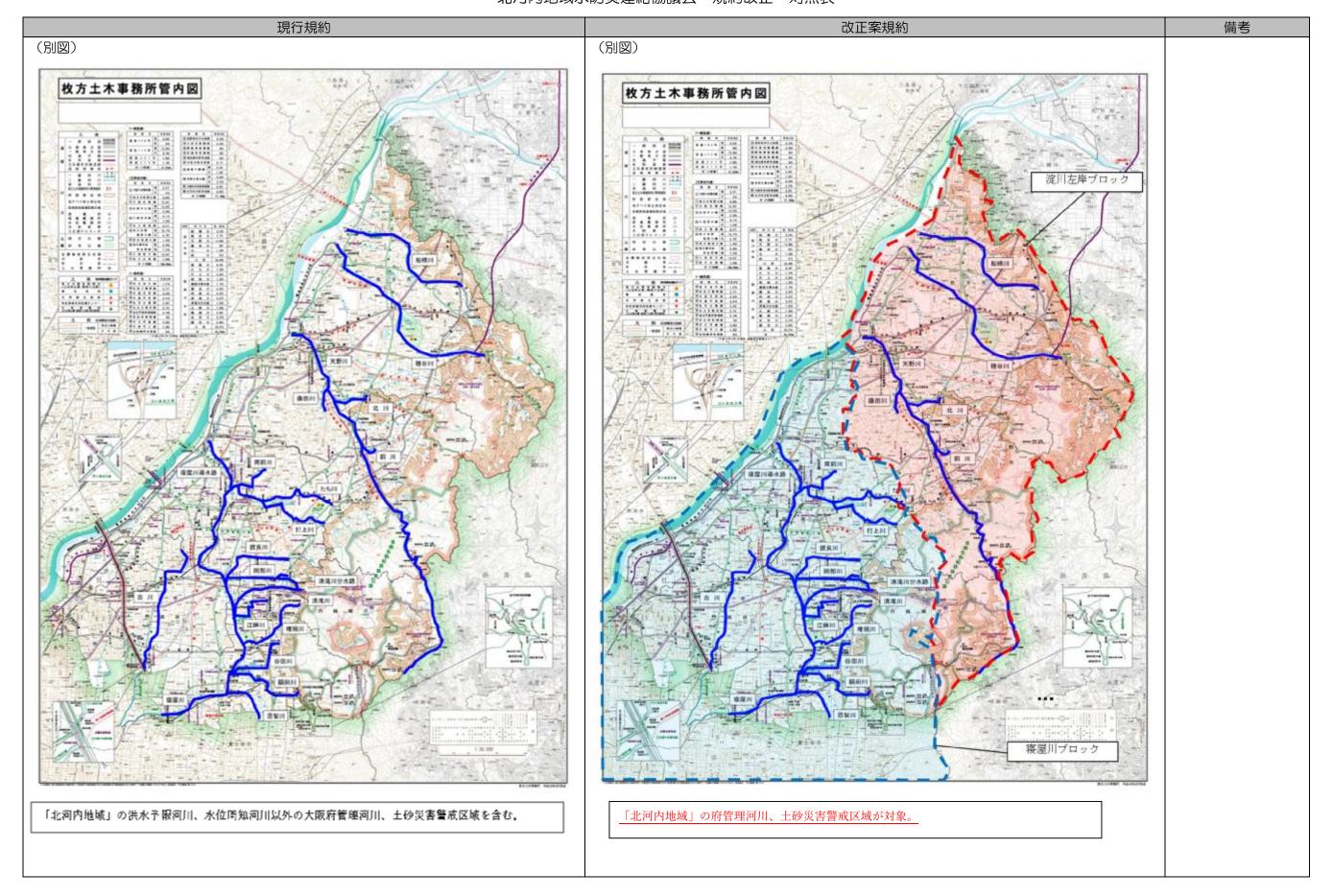
現行規約	改正案規約	備考
(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組 方針の作成及び共有に関する事項	(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項	
(5)その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項	(5)その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項	
(協議会)	(協議会)	
第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。	第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。	
2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。	2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。	
3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。	3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名 する構成員が会議の議長となる。	
4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。	4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。	
5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1 の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。	5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1 の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。	
6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。	6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。	
(行政WG)	(行政WG)	
(1) 以WG)	(1) 以 (NG)	
2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。	2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。	
3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種	3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種	
検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。	検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。	
5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。	5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。	
との時にある自以外の自を自成が自の情感質に求めることができる。	との場にある自以外の自名自以外のの情殊質に求めることができる。	
(オブザーバー) 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議	(オブザーバー) 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議	
会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くこ	会及び行政 WG の活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置く	
とができる。	ことができる。	
2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。	2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。	
(会議の公開)	(会議の公開)	
第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、 非公開とすることができる。	第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、 非公開とすることができる。	
2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と	2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と	
みなす。	みなす。	
(協議会資料等の公表)	(協議会資料等の公表)	
第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表	第 10 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個 人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないも	
しないものとする。	のとする。	
(構成員の任期)	(構成員の任期)	
第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間		
とする。	とする。	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
(事 務 局)	(事務局)	
第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。	第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。	
(委 任)	(委 任)	
第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定める	第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定める	
ものとする。	ものとする。	
(付 則)	(付 則)	
- この規約は、平成 3年5月29日から実施する。	(19	
この規約は、平成 9年5月28日から実施する。	この規約は、平成 9年5月28日から実施する。	
この規約は、平成12年5月30日から実施する。	この規約は、平成12年5月30日から実施する。	
この規約は、平成18年6月 6日から実施する。	この規約は、平成18年6月 6日から実施する。	
この規約は、平成19年6月20日から実施する。	この規約は、平成19年6月20日から実施する。	
この規約は、平成20年6月25日から実施する。	この規約は、平成20年6月25日から実施する。	
この規約は、平成28年7月27日から実施する。	この規約は、平成28年7月27日から実施する。	
この規約は、平成30年2月28日から実施する。	この規約は、平成30年2月28日から実施する。	
この規約は、平成30年5月28日から実施する。	この規約は、平成30年5月28日から実施する。	
この規約は、令和 元年5月31日から実施する。	この規約は、令和 元年5月31日から実施する。	
この規約は、令和 2年5月26日から実施する。	この規約は、令和 2年5月26日から実施する。	
この規約は、令和 3年5月19日から実施する。	この規約は、令和 3年5月19日から実施する。	
	この規約は、令和 4年●月●●日から実施する。	

現行規約				
別表1)	(別表1)			
(自治体)	(自治体)	7		
大阪府知事				
大阪府枚方土木事務所長	大阪府枚方土木事務所長			
大阪府寝屋川水系改修工営所長	大阪府寝屋川水系改修工営所長			
大阪府東部流域下水道事務所長	大阪府東部流域下水道事務所長			
ス成別来が加速でが追事務別を 北河内地域地域防災監	1 1 北河内地域地域防災監			
大阪府中部農と緑の総合事務所長	大阪府中部農と緑の総合事務所長			
	大阪府守口保健所長			
大阪府守口保健所長	大阪市四條畷保健所長			
大阪府四條畷保健所長	大阪心色味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
守口市長				
枚方市長	枚方市長 原見以まり			
寝屋川市長	寝屋川市長			
大東市長	大東市長			
門真市長				
四條畷市長	四條畷市長			
交野市長				
枚方市保健所長	枚方市保健所長			
寝屋川市保健所長	寝屋川市保健所長			
枚方寝屋川消防組合消防長	枚方寝屋川消防組合消防長			
守口市門真市消防組合消防長	│			
大東四條畷消防組合消防長	│			
交野市消防本部消防長	文野市消防本部消防長			
(国関係)				
淀川河川事務所長	淀川河川事務所長			
大阪管区気象台長	大阪管区気象台長			
(水防事務組合)	(水防事務組合)			
淀川左岸水防事務組合・事務局長				
(警察機関)	(警察機関)			
大阪府枚方警察署長				
大阪府交野警察署長	大阪府交野警察署長			
大阪府寝屋川警察署長	- 一 大阪府寝屋川警察署長			
大阪府四條畷警察署長				
大阪府門真警察署長				
大阪府守口警察署長				
八阪心 5 口言宗者女 〔占用事業者〕				
西日本電信電話(㈱大阪支店災害対策室 次長				
関西電力送配電㈱大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長				
大阪ガス㈱ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チームマネジャー	大阪ガス㈱ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チーム マネジャー ************************************			
大阪広域水道企業団東部水道事業所長	大阪広域水道企業団東部水道事業所長			
枚方市上下水道事業管理者	枚方市上下水道事業管理者 			
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長	文野市水道事業管理者職務代理者水道局長			
寝屋川市上下水道局長	寝屋川市上下水道局長			
大東市上下水道局長	大東市上下水道局長			
守口市水道事業管理者	守口市水道事業管理者			
(運輸事業者)				
西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部工務次長	西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部工務次長			
京阪電気鉄道㈱工務部長	│			

現行規約	改正案規約	備考
(別表2) (自治体関係) 北河内地域地域防災監 大阪府被方土木事務所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府市の部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府都市整備部の調川室河川整備課 参事 守口市境機管理監 枚方市北下水道局上下水道事業部長 寝屋川市危機管理監 枚方市上下水道局上下水道事業部長 寝屋川市危機管理部長 大東市危機管理監 大東市危機管理監 大東市危機管理監 大東市危機管理監 大東市危機管理監 大東市危機管理監 大東市危機管理監 大東市危機が記途解長 門真市場務が長 門真市場務が長 門真市機が記途兼都市整備部長 で野市市を機が記途兼都市整備部長 交野市危機管理室長 (国際の企機が記述兼都市整備部長 交野市危機管理室長 (国門河川事務所 調査課長 大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官 (水防事務組合) 淀川左岸水防事務組合 総務課長	(別表2) (自治体関係) 北河内地域地域防災監 大阪府校方土木事務所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策至長 大阪府の政策企画部危機管理空事業企即 参事 大阪府都市整備部門空河川整理 参事 大阪府都市整備部門空河川整理 参事 大阪府都市整備部門室連至事業課 課長 大阪郡市計画局計画推進室建築企画課 守口市環境下水道部長 守口市環境下水道部長 校方市上下水道局上下水道部長 寝屋川市上下水道局部長 大東市危機管理監 校方市上格響程監 大東市都市整備部長 門真市環境水道部長 門真市環境水道部長 門真市電場が185円 門真市環境が185円 アリカー環境部長 で野市危機管理室長 (国関係) 淀川河川事務所 調査課長 大阪管理室長 (国関係) 淀川河川事務所 調査課長 大阪管理会会 (国関係) 淀川河川事務所 調査課長 大阪管理を図を会 (国関係) 淀川河川事務所 調査課長 大阪管理を図を会 (国関係) 淀川河川事務所 調査課長 大阪管本部を経営である。総務課長	(補考)



5年間 (H29~R3) で実施する具体的な取組の進捗結果 (案)

₫	本的な取組の柱 			
子 兵[八刀从]		主な取組内容【小分類】	令和	3年度末時点の進捗状況
	具体的な取組【中分類】			
)円滑かつ迅速な避難のための取)情報伝達、避難計画等に関する事項	<u>組</u>		
	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済み。		寝屋川、古川、恩智川、船橋川、和谷川、 る川、 天野川、 のホットライン構築済
	土砂災害警戒情報の見直し	・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。 ・土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。		み 2018 年2月に実施
2			実施済み	
3	土砂災害警戒情報の提供(ホットライン の構築)	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済み。	実施済み	5市とホットライン構築済み
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準 等の確認(水害対応タイムライン)【広 域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域(複数市に跨ぐ流域)の多機関連携型タイムラインを作成する。	実施済み	寝屋川流域の広域タイムラインを 2018 年8月に策定済み
4		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。	実施中	タイムラインについて、台風時に発動 し運用している。
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準 等の確認(水害対応タイムライン)【市 域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。	実施済み	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、和谷川、石谷川、天野川の避難勧告型タイム:イン作成済み
5		【多機関連携型タイムラインの作成】 ・市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有 する。	一夫加出	大東市、守口市、交野市、門真市 枚方市、四條畷市において作成済 み。寝屋川市は検討中。
		【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	実施中	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、私 谷川、天野川においてタイムライを作 成し実運用や訓練で運用している が、検証実施には至っていない
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) 【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	実施中	・枚方市ではモデル地区(小倉小学校区)で検討、作成に着手。 ・その他の市では未着手。
6		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムライン見直しな祖を行う仕組みを構築する。	未着手	
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準 等の確認(土砂災害タイムライン)【市 域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。	実施済み	枚方市、寝屋川市、大東市、四條 畷市、交野市においてタイムライン完 成。
7		【多機関連携型タイムラインの作成】 ・市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	実施中	枚方市、四條畷市、交野市におい 作成済み。寝屋川市・大東市は検 討中。
		【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成した土砂災害対応タイムラインや避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	7 (20 1	枚方市、寝屋川市、大東市、四條 畷市、交野市においてタイムラインを 運用しているが、検証実施には至っ いない。
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害対応タイムライン) 【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・土砂災害警戒区域等に含まれている地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	未着手	_
8		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	未着手	_

5年間(H29~R3)で実施する具体的な取組の進捗結果(案)

具体	本的な取組の柱					
哥	耳【大分類】	主な取組内容【小分類】	令和	3年度末時点の進捗状況		
	具体的な取組【中分類】					
9	水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 ・水位周知河川の拡大について検討する。	対象なし	_		
10	ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の 充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情報の提 供 避難計画作成の支援ツールの充実	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成(洪水情報、土砂災害情報) ・2021度までに水位、雨量情報のリアルタイム化(水防災情報システムの更新) ・きめ細やかな土砂災害情報の提供(土砂災害情報システムの更新) ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台) ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)に反映	実施済み	水防災情報システムの更新業務に 着手(府) 土砂災害情報システム更新済み (府) 洪水予報への警戒レベル追記(国・ 府) 防災情報の用語や表現内容の見直 しを実施(国・気象台)		
11	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施。	実施済み	-		
12	隣接市における避難場所の設定(広域避 難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	実施中	守口市・門真市において、隣接市に 所在する大学や高等学校と協定を 締結。		
13	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(水害・土砂災害)	 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。 	実施中	9月末時点に地域防災計画位置付けられている施設の計画作成率・守口市:100%・枚方市:94.6%・寝屋川市:34.2%・大東市:22.2%・門真市:75.0%(R4.2月末時点)・四條畷市:51.4%・交野市:85.9%(R4年3月10日時点)		
(2	- L ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等					
14	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区 域図等の作成と周知	・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。	実施済み	寝屋川、恩智川、古川の浸想図を 公表済(2019年3月) 船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、 北川、前川の浸想図を公表済 (2020年3月) 讃良川外12河川の浸想図を公表 (2021年度)		
15	基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。	実施中	2巡目の基礎調査を実施中 5 市で 515 箇所を実施		

5年間(H29~R3)で実施する具体的な取組の進捗結果(案)

具体的な取組の柱				
事	項【大分類】	主な取組内容【小分類】	令和	3年度末時点の進捗状況
	具体的な取組【中分類】			
	水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害 リスク情報の充実	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成(更新)と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、その区域に位置する市は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成・周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」を周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 ・市は浸水実績をハザードマップに反映させる。 ・市において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	実施中	守口市、枚方市、門真市は、船橋川、穂谷川、天野川及び寝屋川流域の想定最大規模の洪水浸水想定区域をハザードマップに反映済み。 交野市は穂谷川、天野川の想定最大規模洪水浸水想定区域をハザードマップに反映済み。 寝屋川市は寝屋川流域の想定最大規模洪水浸水想定区域をハザードマップに反映済み。
ı		【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市は土砂災害実績をハザードマップに反映させる ・市において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	実施中	管内 5 市は、ハザードマップを作成・配布済み。
17	浸水実績等の周知	・協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知。	実施済み	ビジュアルボードやハザードマップなどで 住民等へ周知
18	水害の記録の整理	・過去の水害の記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表	実施済み	近年の水害記録をホームページやパ ネル等で公表
19	災害リスクの現地表示	まるごとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	実施中	寝屋川市、門真市で取組を実施。
20	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・市町地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた 防災教育の実施 ・出前講座などによる防災教育の推進	実施済み	各市において出前講座による防災教 育を実施
21	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有		各市において出前講座や地域の防 災リーダー育成研修会等を実施
22	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援 ・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有	実施中	枚方市、寝屋川市は、マイ・タイムライン作成要領の周知を実施。 守口市、大東市、門真市、四條畷市、交野市は未着手。
23	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用し、危機管理型水位計・カメラの設置について検討・調整し、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。	実施済み	北川、前川、藤田川、岡部川、谷田川、清滝川、鍋田川、たち川にて危機管理型水位計を設置済(2019年3月) 2021年度讃良川(讃良川高橋)、権現川(鎌池公園)に河川カメラを設置し、HPにて一般公開
24	システムを活用した情報共有	・土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成。	実施済み	各市が実施した効果的な取組み事 例を大阪府のホームページに公開
	地区単位土砂災害ハザードマップの作成 促進	・市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、 2020 年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する。(市単位・地区単位)	実施済み	各市において地区単位ハザードマップ 作成済み
26	応急的な退避場所の確保	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を 確保する必要があるか検討	未着手	

5年間 (H29~R3) で実施する具体的な取組の進捗結果 (案)

	具体的な取組の柱				
引				令和3年度末時点の進捗状況	
	具体的な取組【中分類】				
(2))被害軽減の取組				
1	水防体制の強化に関する事項				
27	重要水防箇所の見直し及び水防資機材 の確認	・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認	実施済み	河川巡視点検を実施、水防資器材 の備蓄状況を確認。重要水防箇所 の更新を行った。	
28	水防に関する広報の充実(水防団確保に 係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	実施済み	消防団員についてポスター掲示等で 広報した。淀川左岸水防事務組合 は、水防団PR動画を作成する等、 水防団員確保の取組を行った。	
29	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	・大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。	実施済み	淀川水防演習等について、参加し た。	
30	水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間 (消防団) の連携を図る。	実施中	2021.7に淀川左岸事務組合は鉄 扉操作訓練を実施。	
2	多様な主体による被害軽減対策に関	する事項		·	
31	市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	実施中	寝屋川市、門真市、四條畷市において、医師会や医療機関と連絡体制を構築。大東市は、医師会と連絡体制を構築。	
32	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保の ための対策の充実(耐水化、非常用発電 機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する	実施中	寝屋川市、交野市、四條畷市で発電設備等を整備。また、守口市で浸水時に災害機能を確保する取組みを実施。	
(3)	 氾濫水の排水、浸水被害軽減に	 関すス取組			
	温水の排水、浸水被害軽減に関する				
33	排水施設、排水資機材の運用方法の改 善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	実施中	四條畷市域に、排水計画作成が必要となる区域なし。守口市、寝屋川市は、検討中。	
344	浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	未着手		
35	流域全体での取組み	・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策を推進する。 ・ため池の治水活用の推進	実施済み	室池 (四條畷市)、高宮新池等 (寝屋川市)を活用した治水対策 を実施。開発調整池 (枚方市)を 買収し、内水対策として活用中。大 東市、門真市は、降雨時に樋門操 作を行い治水対策を実施。	

5年間 (H29~R3) で実施する具体的な取組の進捗結果 (案)

具体	本的な取組の柱					
事 項【大分類】		主な取組内容【小分類】		令和3年度末時点の進捗状況		
	具体的な取組【中分類】					
4)河川管理施設の整備等に関する事項						
	川管理施設の整備等に関する事項 河川砂防施設の整備(洪水氾濫を未然 に防ぐ対策)	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める。 ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有	実施中	寝屋川北部地下河川や穂谷川、前川において河川改修事業、門真守口増補幹線下水管渠築造工事等を実施河川特性マップや維持管理内容を各市と共有した。		
37	本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	【2018年の緊急点検 河川砂防】 ・堤防強化対策等を整備 ・樹木、堆積土砂等の撤去(天野川、権現川、江蝉川、寝屋川など) ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備	実施済み	北川支川の砂防事業等を実施。 寝屋川、讃良川等の堆積土砂撤去 を推進した。		
38	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤 防構造の工夫(危機管理型ハード対 策)	・現行整備内容(余裕高部、パラペット、天端部の補強等)を協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。	実施済み	河川改修事業に関して協議会で共 有した。		
39	重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援	実施中	大東市において下水道BCP(網羅版)を作成。守口市、四條畷市、交野市において下水道BCP(簡易版)を作成。枚方市において防災拠点等に止水板設置等の支援を行っている。		
	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の 確保	・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。 ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。 ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する	実施中	守口市は対象施設無し。 寝屋川市では、計画に基づき施設の 改修、自動化・遠隔操作化を推進している。 門真市、交野市では、施設の抽出を 完了し現状維持としている。 府は、遠隔制御、遠隔監視を実施 済み。更新計画策定済み。		
41	施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。	実施済み	試験飛行や訓練時に実施。点検手法について検討中。 国においては、技術的支援・情報共有を実施中。		
)減災・防災に関する国の支援					
	び・防災に関する国の支援 水防災社会再構築に係る地方公共団体			ハザードマップ作成に係る防災・安全		
42	への財政的支援		実施済み	交付金(効果促進事業)等の周 知を実施。		
43	適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関(市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など)への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知	実施済み	洪水リスク図のHP更新 宅地防災研修会にてリスク周知 市開発窓口への洪水リスク表示図値 え付けを実施		
44	災害時及び災害復旧に対する支援	・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。		災害実務者研修を毎年実施した。		
	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム(Dimaps)の利用促進に向けた国との調整。		統合災害情報システム (Dimaps)の活用に向け、国から の依頼に基づき、活用状況調査等を 実施		
46	補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	実施中	枚方市、大東市、四條畷市、交野市において補助制度要綱の作成及び補助制度のHP掲載・広報を実施		

具体的な取組の柱

項【大分類】	主な取組内容【小分類】					
具体的な取組【中分類】	エの42小丘「31世(ソンス共)					
)円滑かつ迅速な避難のための取組						
情報伝達、避難計画等に関する事項						
	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。					
土砂災害警戒情報の提供(ホットライン の運用)	ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。					
避難情報発令の対象区域、判断基準等 の確認(洪水対応タイムライン) 【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 寝屋川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。					
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市においては、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し協議会で実 施内容を共有する。					
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインにいて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。					
	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの作成】 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成 支援などを通じ、作成を促進する。					
	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかに なった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。					
避難情報発令の対象区域、判断基準等 の確認(土砂災害タイムライン)【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市、大東市において、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成し・協議 会で実施内容を共有する。					
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題 等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。					
	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれる地域(コミュニティ)単位でのタイムライン作成。					
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。					

具体	的な取組の柱	
事 項【大分類】		→ +> Fo (4) + +> ₹ (-1)
	具体的な取組【中分類】	主な取組内容【小分類】
10	ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォンの GPS 機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台)
12	難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う
	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。 【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる
	平時からの住民等への周知・教育・訓想定最大規模の雨水出水に係る浸水想 定区域図等の作成と周知	練に関する事項等 公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う
	基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	2巡目基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。
	水害ハザードマップの作成(更新)、周 知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップ登ータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。
16		【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知
19	災害リスクの現地表示	まるごとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を 検討
20	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進

具体的な取組の柱					
事 項【大分類】		→ +\ ₽₂ ⟨□ +- ▽▽ 「 . 、			
	具体的な取組【中分類】	主な取組内容【小分類】			
21	共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援			
22	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有 ・災害リスクのある地域を重点的に避難行動要支援者名簿の個別避難確保計画の作成			
26	応急的な退避場所の確保	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討			
(2)被害軽減の取組					
<u>(1</u>)	水防体制の強化に関する事項				
28	水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。			
30	水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。			
2					
31	市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・守口市、枚方市、交野市においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠 点病院等の関係者への連絡体制の検討を行う。			
32	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保の ための対策の充実(耐水化、非常用発電 機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。・枚方市、大東市、門真市において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する。			
(3)	(3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組				
氾	濫水の排水、浸水被害軽減に関する耳				
33	排水施設、排水資機材の運用方法の改善 善	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施。			
34	浸水被害軽減地区の指定	・市は、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。			

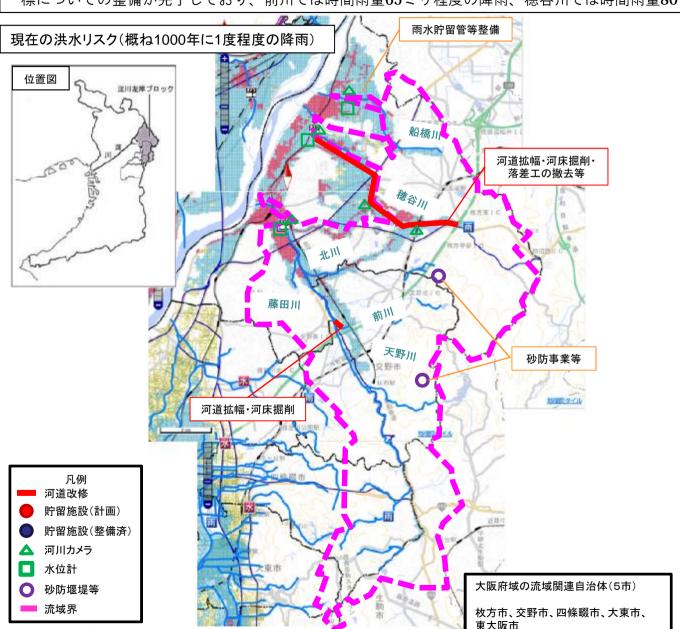
***************************************		SIOU DOSCITIFO CONTINUE (A)			
具体的な取組の柱					
事 項【大分類】		→ トントーー幼のよう 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	具体的な取組【中分類】	主な取組内容【小分類】			
35	流域全体での取組	・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進。 ・ため池の治水活用の推進			
		・砂防事業、森林整備・保全を推進			
		•雨水貯留管等整備			
		・雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化・雨水幹線整備			
追2	土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。			
(4)	防災施設の整備等に関する事項				
防方	災施設の整備等に関する事項				
	河川砂防施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	河川砂防等の整備については、「淀川左岸ブロック」流域治水管理図に基づき推進する			
39	重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者(枚方市、寝屋川市、門真市)において、水害時における B C P の作成			
	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の 確保	【水門・樋門等の更新・高度化】 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討			
		【樋門等操作規則策定】 下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する			
(5)	減災・防災に関する国の支援				
	災・防災に関する国の支援				
	水防災社会再構築に係る地方公共団体	・交付対象事業の周知			
42	への財政的支援				
46	補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、寝屋川市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。			

淀川左岸ブロック 流域治水 管理図【案】

大阪府

資料5

〇淀川左岸ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。船橋川、天野川、藤田川、北川では当面の治水目標についての整備が完了しており、前川では時間雨量65ミリ程度の降雨、穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

■河川などにおける対策

対策内容 ・河道拡幅・河床掘削・落差工の撤去等 【府】

■流域における対策

- 対策内容・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
 - ・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等
 - •砂防事業、森林整備•保全【府、市】
 - •雨水貯留管等整備【枚方市】
 - ・雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化・雨水幹線整備【枚方市】
 - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】

■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を 反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ⁻⁻・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市】
- ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (広域タイムライン)(洪水)【府・市・民間】
- ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (市域タイムライン)(洪水・土砂)【市】
- ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市】
- ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
- ・隣接市における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市】
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (水害・土砂災害)【府、市】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- -・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
- ・基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定[府]
- ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市】
- 災害リスクの現地表示【府、市】
- 防災教育の推進【府、市】
- ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府、市】
- ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市】
- 応急的な退避場所の確保(市)
- ・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)【市・組合】
- ・水防団間での連携、協力に関する検討【組合】
- ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
- ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)[市]
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
- ・浸水被害軽減地区の指定(市) ・重要インフラの機能確保(市)
- ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- ③減災・防災に関する国の支援
- -・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
- ·補助制度の活用(市)